

随意契約理由書

令和5年(2023年)4月1日

契約担当課	健康医療部健康危機対策課
発注担当課	健康医療部健康危機対策課
契約名称	豊中市新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター 運營業務及びワクチンパスポート発行補助等事務処理業務委託 契約
契約内容	豊中市新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター 運營業務及びワクチンパスポート発行補助等事務処理業務
契約締結日 及び契約期間	締結日 令和5年4月1日 期間 令和5年4月1日から令和5年6月30日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 東武トップツアーズ株式会社大阪法人事業部
契約金額	93,231,600円
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	<p>当該業務委託の契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約によるものとする。</p> <p>当該業務は、新型コロナワクチン接種に係る市民からの問い合わせ対応及び集団接種等の予約受付・管理業務の委託案件「豊中市新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター運營業務」（以下「先行業務その1」）と、新型コロナワクチンパスポート及び新型コロナワクチン接種券の個別発行に関する事務補助の委託案件「豊中市新型コロナウイルスワクチンパスポート発行補助等事務処理業務」（以下「先行業務その2」）を一体的に行うものである。</p> <p>現在豊中市では、先行業務その1において本指名業者の予約受付システムを利用しており、当該システムを継続して利用することで安全・円滑かつ適正な施工が確保できる。また、先行業務その1におけるコールセンター要員、先行業務その2における発行補助等事務処理要員が継続して業務を行えることで安全・円滑かつ適正な施工が確保できる。</p> <p>以上の理由により、本指名業者を指名して契約を締結するものである。</p>